

刑事司法領域における問題解決型思考の展開と現代的課題：アメリカにおける歴史的展開を題材として

石田, 侑矢

<https://hdl.handle.net/2324/2236010>

出版情報：Kyushu University, 2018, 博士（法学）, 課程博士

バージョン：

権利関係：Public access to the fulltext file is restricted for unavoidable reason (3)

氏 名 : 石田 侑矢

論 文 名 : 刑事司法領域における問題解決型思考の展開と現代的課題
—アメリカにおける歴史的展開を題材として—

区 分 : 甲

論 文 内 容 の 要 旨

現在わが国では釈放段階における「出口支援」及び起訴段階あるいは公判段階における「入口支援」が展開されている。前者は、釈放段階において福祉的支援を提供することで刑事施設から社会への円滑な移行を目指すものであり、後者は起訴段階あるいは公判段階においてこれを行い、拘禁刑あるいは起訴そのものを回避するものである。このような取り組みは、犯罪行為の背景にある福祉的ニーズ、つまり犯罪行為を助長する個人的な「問題」に着目し、これを解消することで再犯を予防するものであり、「問題解決型司法」という考え方(=「問題解決型思考」)に基づく。「出口支援」から始まった近年の取り組みは、次第にその介入時期が早期化され、現在では起訴段階における「入口支援」が、検察主導の下行われている。さらに、現在起訴段階における「入口支援」の実行性を確保するために、条件付起訴猶予の導入が議論されている。

これらの取り組みは、「司法と福祉の連携」というテーマの下議論がなされてきた。中でも「福祉の司法化」をいかにして回避するかという点が課題とされてきたが、それが何を指すのか不明瞭であった。これは、「司法と福祉の連携」というときに想定される「司法」の実質的意義が曖昧であったことに起因する。そこで、本稿は「司法と福祉の連携」における「司法」の実質的意義を明確化し、わが国における問題解決型司法の現代的課題を再定位することを目的とする。この目的に向けて、本稿では、刑事司法領域においてわが国と同様の問題解決型思考が、わが国とは異なる形で展開されているアメリカを対象として、刑事司法システム全体を視野に入れた歴史研究を行った。

第一章では植民地時代から1920年代までを分析した。ペンシルベニア制が発展して以降の刑務所では、犯罪行為者の「人格」を犯罪行為の原因とし、一定の宗教上の理念を前提とした措置によってこれを改善するという形で問題解決型思考が展開された。また、初期のプロベーションは、「酌量」という犯罪行為の背景にある「問題」を、対象者を自律的な市民へと「改善」することによって「解決」という問題解決型思考に基づいたものであったが、対象者が拡大するにつれて、生活環境を整えるための取組みにその性質を変化させた。

第二章では1920年代から1950年代までを分析した。この時期、施設内処遇プログラムが発達し、それまで刑務作業が一元的に担っていた問題解決機能がその他の処遇プログラムに分化した。これによって刑事司法領域における問題解決型思考は、個別的な犯罪原因という「問題」を、それに適した処遇プログラムを提供することで「解決」という方法へと転換した。また、プロベーション及びパロールはソーシャルワークのスキルを応用した独自の問題解決機能を備えるものとして発展した。この時期、行刑及び社会内処遇のそれぞれの領域において、それぞれ独自に問題解決機能が果たされていた。

第三章においては1960年代から1970年代までを分析した。大統領委員会及びその報告書である

『自由社会における犯罪の挑戦』は、「偉大な社会」構想の実現とベトナム戦争の遂行を両立させるために、経費削減及び効率化を進めるためのものとして位置づけることができる。そして、刑事司法の効率化を図るために刑事司法のシステムの把握が行われたことで、それまで施設内処遇と社会内処遇がそれぞれ独自に担っていた問題解決機能が施設内処遇におけるそれへと一元化された上で、それが刑事司法システムの各段階に分配された。これにより、それまで社会内処遇の領域で独自に果たされていた問題解決機能はその性質を変化させると同時に、起訴段階においても問題解決機能が果たされることとなった。

第四章では1970年代から2008年までを分析した。この時期、処遇思想の衰退及び厳罰化の影響によって、それまで刑事司法領域で果たされていた問題解決機能はいずれも大幅にその機能を低下させた。施設内処遇の領域では認知行動療法に基づく処遇プログラムが発展したが、それは限定的な機能しか果たさなかった。社会内処遇は厳罰化の影響により社会内刑罰化した。ダイバージョンは理論的基礎を提供したラベリング理論への批判が高まるにつれ縮小した。そしてこれらを代替するものとして、問題解決型裁判所が誕生した。これによって、以後アメリカの刑事司法領域における問題解決機能の中核は、問題解決型裁判所が担うこととなった。さらに、その後、リエントリー・コートが設置されたことで問題解決型裁判所の機能が釈放段階にまで拡大した。

第五章では2009年から現在までを分析した。現在アメリカでは経済性及び効率性を重視する”Smart on Crime” Initiatives が展開されており、その一環として、ダイバージョンの活用が奨励されている。これによって問題解決型裁判所が担う問題解決機能がダイバージョンに分配されたが、ダイバージョンは問題解決型裁判所が担う機能を補完するものとして位置づけられており、あくまで限定的な機能しか果たさないものとして想定されている。また、このことから、アメリカにおいては検察官を中心に据える問題解決型司法に対しては民主的正当性が付与されていないとみることができる。

以上の分析から得られるわが国への示唆として、「司法の福祉の連携」は、福祉的支援を行刑の代替として位置づけるか、あるいは純粋な福祉的支援として位置づけるかという形に実質化できることを指摘した。また、わが国においては検察組織に対する民主的統制がなされていないため、条件付起訴猶予を導入する前提を欠いていることを指摘した。その上で、現代的課題として、行刑及び刑罰の関係、社会内処遇対象者の法的地位及び被制約利益の明確化、そして、検察組織に対する民主的統制の在り方が検討されなければならないことを指摘した。